

M. ヴェーバー『職業としての政治』の  
政治教育思想とその史的意義

—「実証」を通じての政治指導者形成の思想—

河原国男（宮崎大学）

教育学研究

第77巻 第3号 別刷

日本教育学会

# M. ヴェーバー『職業としての政治』の 政治教育思想とその史的意義

—「実証」を通じての政治指導者形成の思想—

河原国男\*

本稿はマックス・ヴェーバー（1864-1920）の1919年の論文「職業としての政治」を、第一次大戦敗北にともなう君主制崩壊後の指導者不在に対応して、自国の民主的な政治指導者をいかに形成するかという政治教育の課題を思想的に受けとめたテキストとして検討した。その結果、社会的現場での、「カリスマ的教育」に相当する苛酷な「修練」に耐えることを通じ、政治上の理念を政治指導者たるべき者がみずからの追隨者に対し不断に「実証」して指導者選抜を図りつつ、自己自身を内面的に支配するのみならず、行為結果や環境との関連で客観的に自己対象化するという主体形成の思想が抽出できた。こうして政治家としての指導者諸資質を意図して形成することを求めるヴェーバー政治教育思想は、等しく民主主義の理念に導かれつつも同時代の公民教育とは異なった思想的可能性を示していた。

## 1. 課題と方法

本稿は、マックス・ヴェーバー（Max Weber, 1864-1920）の論著から論文『職業としての政治』（1919）を中心的にとりあげて<sup>1)</sup>、政治指導者に関する主体形成の思想を抽出し、同時代に示した史的意義を考察するものである。

こうした本稿は、一つの基本的な問いに係わる。政治指導者教育についてである。指導者は、その指導に自発的に従う追隨者を伴う。非制度的な絆に規定された指導者は学校分野も含み種々存在しうる。政治分野での指導者をヴェーバーとともに政治的指導者と呼んでおこう。その指導者は、理想的な政治指導者像を理念として明確にしたうえで、教育課題としていかに人材形成するか、という問いである<sup>2)</sup>。理想的という場合、数々想定できるが、ここでは、民主主義に導かれた国家社会秩序と人間を形成する、という意味で限定的に捉えよう。ヴェーバーが上記論文で取り組んだと本稿で予想するのは、こうした問いに係わる。

しかし、同時代、第一次大戦敗北を契機とした君主制からワイマール共和制への転換期の、民主主義を理念とする「政治教育」の諸相（理論、制

度、実践等）を跡づける先行研究において、ヴェーバーに照明をあてる記述は稀である<sup>3)</sup>。近年の研究の到達点を示している文献<sup>4)</sup>でも、ワイマール共和制期を構成する内容として論述されるのは、新憲法148条による公民科設置とそれをめぐる論争的状况、1920年全国学校会議での提案内容、ライヒ内務省通達、学校現場での公民科教授の現実、公民教育や公民科を基礎づけるシュプラランガー（Eduard Spranger, 1882-1963）等の代表的教育理論、および挫折の帰結などである。

転換期に関する詳細多岐の記述にもかかわらず、先行研究でヴェーバーの場所が見あたらないのは、教育理論も含め、民主主義の政治教育分野で顕著な実績を残し、影響力をもった学者、という人物像が同時代には不成立だった事情があるだろう。

そうしたヴェーバーをなぜ本稿は、上記のような基本的な問いに着目し、その思想を発掘し、ドイツ政治教育思想の史的文脈に記述し位置づけようとするか。当該分野を多角的通史的に跡づけている近藤は、シュプラランガー、ケルシェンシュタイナー（Georg Kerschensteiner, 1854-1932）、リュールマン（Paul Rühlmann, 1875-1933）な

\*かわはら くに お 宮崎大学

キーワード：政治教育／指導者選抜／指導者諸資質／カリスマ的教育／修練／実証

ど、ワイマール期に展開した「公民教育」の法律、制度、実践を理論的に基礎づけた学者たちに共有された関心を、総括的にこう指摘している。「大切なのは、政党によって象徴される現実の社会に存在する利害対立をいかに平和的に調整するかではなく、そのような対立を知らない法と道徳に立脚する理想国家に一体化する人間を教育することである<sup>9)</sup>。その所見は他の先行研究に照らし的確であると考えている。ヴェーバーはかれらとは違って、むしろその対立と緊張を、「民主主義」をめざす政治教育が成立する不可欠な契機として積極的に受けとめ、そして政治教育の思想を同時代に提示していたのではないか。本稿はこの所見を基本的な仮説とする。

ヴェーバーが「政治教育」(politische Erziehung)という場合、二つの課題領域から構成される。一つは、「政治的未成熟」なドイツ国民全体を対象として「公民」(Staatsbürger)たることをめざす公民教育、もう一つは、その国民を教育する政治的指導者の教育である。本稿が焦点化し、明るみにするのは、後者に類別できる「政治教育」である。

複数の政治的指導力(者)の存在が、民主主義の実現において重要な働きを期待しうことは、同時代の代表的な民主政治論(プライス<sup>9)</sup>など)でも主張されている。しかし同時代のドイツの教育分野では、「民主主義」を政治教育の基本理念として確認したとはいえ、その指導力(者)認識とはむしろ背馳する論調が際だっていた。シュブランガーがその公民教育論において——所与のドイツ国家秩序へ一体化する諸個人の志向態度の涵養を説きつつ——、諸個人と国家の間に位置し、それゆえに両者の間に対立・緊張をもたらす政治社会学的形象物(中間団体)として、「諸党派」を警戒していたことは<sup>7)</sup>、その事情を端的に示している。

党派性は一般に世界観を前提とした、後述する結社原理に基づく集団の基本属性である。この党派性と関連して、ヴェーバーがそのことばに逸しえない概念的契機を見出し、実践的に評価していたことに注意したい。Auslese という概念である。「選抜」<sup>8)</sup>あるいは「淘汰」と訳されるこの概念は、ヴェーバーに即して仮説的にいえば、生物の淘汰や、人材を発見・異動・選出・排除するという所与の人材に対する社会的措置にとどまらず、理念にむけて人間の理想的類型を選びとり互いに切磋

して人間を“形成”するという働きを示している。そうした Auslese を本論の内容に即して「選抜」と訳しておく。その場合、自己教育の取組として、みずからを主体的に形成する当の者が、理想的類型に合致するものとして自己自身の対象化(客観化)をめざし、種々の証跡を具体的に示そうと「実証」する行為が重要な意味をもつと考える。》Bewährung 》と強調されていた行為である。Bewährung はヴェーバー研究者には周知のように、禁欲的労働を通じての救いの確かさの証明という宗教的意味合いを示す<sup>9)</sup>。が、それにとどまらず、人間を主体的に形成するという教育実践としても重んじたのではなかったか。そうした取組の性格を重視して、「実証」と訳しておく。本稿がかれの論著から政治指導者に関する主体形成の思想を摘出し、民主主義理念に導かれたドイツ政治教育思想の発達史の文脈に位置づけようとするのは、こうした予想からである。

この関心から中心的にとりあげるのが、「職業としての政治」という講演(1919年1月28日実施)を基にした同名論文(1919)である(以下、19年論文)。この論文公刊は、1918年11月の停戦の直後であり、1919年2月のワイマール議会開会、8月の憲法成立の直前である。そうした緊迫した同時代状況下で、かれは「職業」と「天職」の意味をもつ Beruf を政治に即して論じた。この論文は、かれの政治思想上の諸側面(「権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうする努力」という政治観、「指導者民主制」等)を集約している。また政治家たるに必須な、「責任感」等の3資質を論ずる文献としても広く知られる。

本稿はこの19年論文を中心的にとりあげ、そこに、民主主義の国家社会を実現する政治指導者形成をめざすという政治教育思想を、「実証」の概念に着目しつつ跡づけるとともに<sup>10)</sup>、その思想が示した史的意義を究明することを課題とする。

この課題に対しては、本稿ではただちに19年論文にむかうのではなく、その前に二つのヴェーバーの所見にふれて接近したい。第一に歴史的前提として、以下に論ずる2-(1)では19年論文の政治教育認識に先行して、ヴェーバーはどのような政治教育の所見を示していたか、その基本的方向を見定めておく。その場合、同時代の教育学分野で先行したケルシェンシュタイナー「公民教育」論と対比する形で、2-(2)では大戦末ヴェーバーの

時事論文「新秩序ドイツの議会と政府」(1918「議会と政府」論文と略)をとりあげる。政治史研究分野で着目されてきた Auslese 概念にふれつつ、「指導的政治家の不在」という状況との関連で重要な政治教育課題としてこの概念が呈示されていたことを確認したい。第二に理論的前提として、2-3)では遺稿「経済と社会」の社会学諸理論から、政治教育の認識を基礎づける原理的な所見を摘出する。上記時事論文、及び19年論文中の政治教育の認識は、一見まとまりを欠くも全体として思想構造をもっていたにちがいない。以上の二つの前提にふれつつ、3)では19年論文をとりあげ、政治教育の思想内容を示すテキストとして分析する。その後、4)では、政治指導者とその教育に関心をむけた戦後の諸論と対比し、ヴェーバー政治教育思想の史的意義を考察する。

## 2. 『職業としての政治』の諸前提

### (1) ケルシェンシュタイナー「公民教育」論

— 先行する「政治教育」認識との関連 —

ヴェーバーが公的場で「政治教育」を大きな事業課題として提起したのは1895年『国民国家と経済政策』であったが、これと同様に、自国の国民全体を対象にして公民教育を体系的に展開したのが、ケルシェンシュタイナーであった。この分野の『ドイツ青少年の公民教育』1909年改訂版(第4版)<sup>11)</sup>は、「有用な公民」の形成を目標とするが、「現存の社会秩序や国家体制に対する『無条件の服従と忠実な義務の履行への不断の習慣づけ』を説く傾向の著しいものであった」<sup>12)</sup>とされる。

この所見を基本的に了承したうえで、後のヴェーバーとの関連で、「非学校方式の教育諸力」の論述にふれておきたい。体操、衛生、消防など諸分野で活動する多様な青年団体の例が論じられている。それらは i) ヴェーバーの集団概念でいえば、「精神」の絆に基づく自発的結社として認識している(S.86)。ii) その団体の人間形成機能について、「自己支配、忍耐力、決断力、勇気」などの効果を認識し、「教育力」として「計算に入れるよう」評価している(S.85)。iii) フィールドでの「鍛錬」(Übung)という活動形式を重視している(S.81)。こうした諸特質は、事実としてヴェーバーの政治教育認識の方向と同種といえる。青年運動に対する共感という点でも、共通する部分があるだろう。

しかし異なった点が二つある。一つは国民一般に対する問題認識に関し、ケルシェンシュタイナーは諸個人の「利己的意志」(S.7)を批判するのに対し、ヴェーバーは「君主制的統治」の名のもとに「官僚支配」の現実に運命的に従属し、「政治意識」を身につけていない国民の知的・道徳的習慣を問題にしている。顕著に異なるもう一つは、政治教育の目標・対象に関し、前者が大戦前の「現存の社会秩序や国家体制」を所与として「公民」たることが期待される国民子弟を対象とするのに対し、後者は以下の論述で辿っていくように、現存秩序崩壊のただなかで、政治指導者たることが期待される一部の人間のあり方を対象にしている。

### (2) 大戦末期「議会と政府」論文

— 政治的指導者を形成する

教育課題の提起 —

官僚制化の進行する、将来の政治的組織形態に関する問いとして「なんらかの意味で『個人主義的な』活動の僅かに残った自由をすこしでも救出することは、そもそもどうすればまだ可能であるか」(1918, S.465、引用中の傍点は原文が隔字体または斜字体で強調されている)という、周知の問いに加えて、ヴェーバーは次の第二、第三の問いを設定していた。第二、国家官僚層の不可欠性の増大、したがって権力地位の増大という事態に直面して、「これを有効に統制できる勢力が存在するなんらかの保証は、どうすれば与えられるか」。「三番目の問い — これがもっとも重要な問いである — は、官僚制そのものが果たしえないもの」と問い、「指導的精神(Der leitende Geist)」とかれはみずから答えた(Ebd., S.466)

これらの問いと解答を提示した直後の文脈で、「指導的精神」という機能にふれながらも、その人格主体としての「指導的人物」にかれは焦点化した。指導的人物と「官僚」との相違、とくに仕事の違い、そして「両者の責任のとりかたの違い」にふれつつ、官僚は政治的指導者にとって本来けっして敵対関係ではないと、かれは捉えた。

こうした識別に基づき、官僚層の権力増大に劣らず重大なことは、「諸外国と比べて」ドイツに欠けていたものは、政治家による、国家の指導であったとヴェーバーは認識する。国家は、かれのアンシュタルト概念によれば、客観的諸事実(出自、居住地等)があれば、みずからの選択によらず、

何びとも当該国家に帰属することを諒解しなければならぬ集団である。その国家において「なぜ選抜が行われていないのか」(Ebd., S.481-482)とかれはいう。こうした問題意識から政治的指導者を「選抜」することを中心的課題としてかれは認識した。

「あらゆる政治の本質は、…闘争であり、同志と自発的追従者(Gefolgschaft)とを徴募する活動である。そして、こうした困難な技術を訓練する(tiben)ため」(Ebd., S.482)に「選抜」の機会が必要とされる。「選抜は、概していえば天性の指導者の選抜ではまったくない」(Ebd., S.536)。「決定的に重要なことは、すべての政治はその本質上闘争であるゆえに、政治的闘争のなかで選抜される人格だけが、つねに政治指導者のための訓練を受けているという事実である」(Ebd., S.537)。「選抜」をかれが重んずるのは、政治指導者としての人間形成が期待できるからである。技術習得の側面を強調し、「訓練」と呼んでいる。このような「形成」の意味を含む「選抜」を、既存人材の選任から区別して重視していること、指導主体への「自発的追従者」の存在も不可欠としていることに注意したい。

こうした指導者選抜は、政治制度的には二つの方策が想定される。議会主義的選抜と人民投票制的選抜である。この違いは政治思想史的には重要であるが、いずれの場合にも民主化の観点で人間形成的意義があることをかれは認めている<sup>13)</sup>。

### (3) 理論的諸基礎

#### 1) 「カリスマ」論

— 後継者問題をめぐる

「修練」に関する思惟 —

「支配」の社会学で論及される、預言者、英雄、偉大なデマゴグなどを純粋型とするカリスマ概念は、「天職」の意味をもっとも鮮明に表している(1919, S.161)とされ、「天職」に生きる政治家を問う本稿の主題に、理論上中心的に係わる

a. 宗教的・芸術的・倫理的・政治的等の諸領域の「理念」に依拠し、一身に体现する「使命」— その内容は問われない — によって、創造的、革命的な作用を発揮する。人間を「内部から」革命し、事物や秩序をその革命的な意欲にしたがい形成せんとする(Herrschaft, S.481)。

b. カリスマの担い手は、その資格を種々の功

績を表す行状を通じて「実証」する(Ebd., S.737)。それを確認する「常置の制度」(Ebd., S.462)が存在しているわけではない。また、官僚制的支配を特徴づける「文書」で形式的に証明するのでもない。行状を通じて「自己を客観化するため」(um sich zu objektivieren)の実証は、とくに二つの局面の実践が必要となる(Ebd., S.482)。第一に、「使命」として受けとめる理念そのものを自己の行状を通じて「実証」すること<sup>14)</sup>、それ以上に「決定的に」とヴェーバーが強調するのは第二で、この行状を通じて、かれに帰依、傾倒する追従者たちに対し証跡あるものとして認識され、その結果、人々に対し正統性ある支配者に選ばれ、帰依、傾倒に値するとの「承認」をそのつど確保することである。

c. こうした実践的努力を「天職」として尽くす一方、計画的・合理的な貨幣利潤など一切の合理的経済を品位なきものと拒否する(Ebd., S.464)。

d. 帰依、傾倒を持続させるため、後継者をいかに確保するかという「カリスマ的有資格者選抜」に係わる「後継者問題」に直面する(Ebd., S.739)。

d. の対応には、次の二種類の解答が示されている。

第一。カリスマ的諸資質が「現に存在している」(vorhanden)と見なされる「後継者」に対して、「待望」「指名」などの措置をとること(Ebd., S.492-499)。

第二。教育の課題とすること。本稿主題に関係するのは、この対応である。「カリスマはただ試験され(erprobt)、証され(bewährt)うるのみであり、伝達したり習得され(angeeignet)ない資質である」が、「没主観的な資質」に転化すると、原則的には後天的な「獲得可能なもの」(Erwerbbares)となる。カリスマの資質能力は、天性のものにとどまらず、後天的に教育(Erziehung)の対象になりうる。これを「カリスマ的教育」とかれは名づけた。教育可能とはいえ、専門官僚養成のように「理論」の形式で「教授可能」(lehrbar)ではない。フィールドで過酷な「修練」を不断に体験することを通じて諸資質が獲得される。被教育者は、平素の環境と家族の絆からあらゆる自然的絆からの影響から引き離され、種々の「肉体的・精神的修練」(körperliche und seelische Exercitia)を

行い、たえず「試験され、最後に合格した者が実証ずみのカリスマの担い手たちの仲間に」認められる (Ebd., S.530)。

## 2) 「結社」論

—「選抜」を通じての

「実証」に関する思惟—

政治的指導者とその追従者集団と組織する「政党」は、概念的には自発的な「目的結社」に属する。強制団体としてのアンシュタルトと識別する結社一般の人間形成機能に関してヴェーバーは、次のように記した。「ある特定の結社に属することが、内に向かってどういう作用を及ぼすか、とくに人格そのものにどのような作用を及ぼすか」。ここに二つの問いがある。第一に、「団体仲間のなかで、自己を『主張する』ことが求められるとすれば、なにによって『主張する』か。たとえば、スポーツクラブや学生団体で、いかなる特殊な『男らしさ』の理想が、意識的意図的に、あるいは無意識的に、伝統的に育まれるか (gepflegt wird)」という問い(1910, S.443)。第二に、会員相互の「支配関係」に係わって、集団内部で指導者の選抜はどう行われるのか、という問い(Ebd., S.444)。かれのいう『「結社」の社会学』は以上の把握が示すように、結社構成員に対して、自己の帰属の資格性を積極的に実証する行為がどのような人間形成機能を示すかに関心をむける。その場合、集団への帰属性を示す指標は、民族など先天的なものではなく、当事者間で事後的に協定された目的基準にどう添っているかどうかが決定的である。

結社行為に係わるこの二つの問いでヴェーバーがとりあげる、いずれの人間形成でも、構成員たち、その候補者たちが参加する「選抜」が関係する。なぜか。「価値自由」論文でかれは次のようにいう。「社会的諸関係のいかなる種類の秩序であれ、人がその秩序を評価しようとする場合には究極的に、次の観点から吟味されねばならない。その秩序が、外的選抜もしくは内的(動機)選抜の道において、いかなる人間類型に対して、支配する人間類型になる (zum herrschenden zu werden) 最適な機会を与えるか、という点である」(1917b, S.517)。Ausleseは「淘汰」の意味では自然的である。が、ここに引用する「選抜」の意味では、「評価」という主体的な選択行為の契機が重要である。人間の理想的類型を選びとり、「実

証」を通じて集団内で互いに切磋して、合致する人間像にむけて形成する、という実践を含んでいる<sup>15)</sup>。

結社内ではどう人間形成されるか、その機能に対する研究関心は方法論にとどまらない。アメリカ「プロテスタンティズム教派」(「結社」に属す)に関する論文では、その具体的内容が掘り下げられた。「仲間のなかで自己を主張するためには、自分がその特質(原始キリスト教の兄弟愛)を所有していることを持続的に実証しなければならなかった。それゆえ、この諸特質は仲間のなかで、つねに継続して培われた(gezüchtet)。…あらゆる経験に徴しても、同志たちの間で社会的な自己主張が不可避であることほど、強固な訓練手段はない」(1920, S.234)。

「自己を主張する」という実証行為の広がりについてかれはいう、「何らかの種類の『立派な』クラブに所属しているということは、どこにおいても、全人格の評価を『高める』ごとき認証とみなされる」。より一般的にその人間形成的意義を考察して、『「ゼグテ」とその派生物とは、アメリカの不文のとはいえ、—人格の形成にもっとも強い影響を与えている」(Herrschaft, S.674)と指摘した。

## 3) 「法思考」論

—「法創造」による

自然法的思考法に関する思惟—

「政治的支配形態が法の形式的性質に対しどのような影響を与えるか」(WuG, S.468)という点が、法社会学では詳述されている。この問いを根底にして、ヴェーバーは歴史的社会のなかに自然法の思考法がどう展開したかに関心をむけている。その関心は、後述するように、転換期の同時代に要請される—とヴェーバーが考える—政治的指導者の「資質」に深く関わっている。

自然法の思考法は、実定法を基本とする現今(20世紀初頭)の法実証主義の法思考には馴染みはない。そうなった経緯をヴェーバーは次のように説明している。近世、君主による法典編纂は増加し、法実証主義が進出し、官吏が法典編纂を担った(Ebd., S.489)。その結果、自然法的な公理論は今日では信用を失うとともに、法実証主義が不断の進出をとげた。そして「法そのものに、その内在的諸性質に基づいて超経験的な品位を付与すると

いう可能性が原理的に否定された」(Ebd., S. 502)。

法思考の実質主義(法実証主義)が近世以降の官僚制国家に浸透してきた経緯をヴェーバーはどのように確認しつつ、他方それ以後、「超経験的な品位を付与する」ことになる法思考の形式主義がどう生成するか、という点を中心にかればどのように考察する。法は人間が意識的に作り出す。この法の「定立」の思惟にかればまず着目する。規範は——ヴェーバーによれば——始原的には人間の定立の産物とは考えられておらず、慣行そのものに備わる絶対的な神聖性に基づく。が、生活諸条件が変化してそれまで規制されていなかった諸問題について「新たな規範」が必要とされたとき、「指令された新たな規則」として意識的に成立し、カリスマ的人格により、「啓示」として人為的に規範化される。これが一切の法定立の母であると、かれはいう(Ebd. S.402-403)。このように人為によって生成する法定立という形式主義的法思考法とそれに基づく「法創造」は、自然法的な諸規範に引き継がれたとかれは理解する。すなわち、「あらゆる実定法から独立的な、実定法に優越して妥当する諸規範の総体」であり、「それ自身の内在的な諸性質によって正当」(Ebd., S.497)とされる自然法である。その第一の類型としてヴェーバーがあげるのは、17-8世紀にはじめて成立し、契約理論の形をとった自然法で、「究極的にはつねに合理的な合意に基づいている」(Ebd., S.497)。こうした法定立に基づく「自然法」を、かれは「妥当すべきもの」の領域と事実の領域とが二元的に峻別されるゆえに、「新カント主義的な方向をとった先験的な方法」と捉え、『『自由を意欲する人間の社会』の秩序』を考えるものとの認識を示した(Ebd., S.508)。こうした「形式的性質」をもった自然法と対比する形で、ヴェーバーは第二の類型の自然法にも論及した。上の二元的峻別なしに、妥当すべきものが事実上存在しているものと同一視され、「諸規範」は「自然法則」と同じ意味で用いられ、「実質的性質」をもった「自然法」である(Ebd., S.499)。それは現存秩序をそのまま正当化する働きを示す。以上の二つの自然法類型があるが、実は——社会主義の諸理論を決定的契機として——前者から後者へと転換したと、かれはその歴史的経緯を指摘する。

このような歴史社会学的考察を通じて、ヴェー

バーは、「実質的性質」をもった法思考(法実証主義および自然法の第二類型)から注意深く区別する形で、二元的峻別がなされている自然法の類型に対して、「法創造の要求」に正当性を与えるという意味で「革命的」と性格づけた(Ebd., S.497)。こうした法創造論は、19年論文でいう「革命という陶醉」(1919, S.251)のなかの同時代の情勢では、実践的な指針として言明することは難しい。しかしこの法創造論は、後述するように理念的な政治制度秩序の構想という点で、ヴェーバーの政治教育認識を基礎づける前提の一つとなっていることに、われわれは注意をむけておきたい。

以上のように辿ってきた3つの社会学諸論は、理論的基礎として、大戦末期の歴史的状況に関する認識とともに、ヴェーバーの政治教育認識の前提になっているにちがいない。

### 3. 『職業としての政治』の主体形成認識

ここで19年論文そのものをとりあげよう。冒頭、期待する聴衆(読者)を挑発するかのようにかれは限定を行っている。戦後の「アクチュアルな今日の問題」にむけた立場は最後に「形式的」に述べる程度であり、政治的行為としてどのような内容をもりこむべきかという話題は一切除外する、と。このように限定付けられた当論文は、構成上、政治権力論(国家・政治の概念、支配の3類型、カリスマと政治的指導者との関連)、支配機構論、及び政治家主体論として区分できる。そのうち約8割の記述量の主体論をとりあげる。(1)主体形成のどのような可能性が見出されているか。(2)その可能性をふまえ、どのような諸資質・能力を身につけた政治的指導主体を期待すべきか。こうした点に着目して主体形成論を跡づけよう。

#### (1) 主体形成の可能性

——歴史的経験の種々相——

「職業政治家」の二つの類型として経済的報酬の意味で政治に「よって生きる」者と、政治の「ために生きる」者という周知の類型を明らかにし、前者が大勢をしめる傾向にふれた後、かれは「職業政治家」を官吏制度と対比している。官吏の場合には「長期間にわたる準備教育によってエキスパートとして専門的教育機関で鍛えられる」。他方、政治家主体の場合は、「はるかに目立たない推移を辿りながら」指導的政治家が歴史的に登場し

た。ここに「職業政治家」とかれがいう場合、「指導者」とその追随者の双方」（1919, S.183）である。国民一般とは別にサブリーダーが想定された形で、「職業政治家」概念が把握されている。そうした政治家の登場と推移を諸社会階層に即してかれは跡づける。そのさい、「教育」の認識を明確な形で示しているわけではないが、実質的に“形成”の事例をかれは見出している。そのなかには、かれ自身が積極的に評価する政治家主体像に近い事例もあれば、価値中立的に事実確定する例もある。いずれにせよ、当の人間類型にむけた“形成”可能性の度合いをヴェーバーは経験事例から見極めようとしている。そうした志向性をわれわれは尊重して、かれの認識関心から以下を区別しよう。政治家の資質・能力（形式主義的法思考、雄弁、意志、修練）の一部に対する適合性を認めつつ、a) 積極的なその“形成”の契機を認めている場合、b) その“形成”契機の不足を認識している場合、である。

・ジャーナリストの場合 — a)、b) の契機 —  
 「政治的評論家、とくにジャーナリストは今日この種 — 市民を指導する、いい意味でのデマゴグ — の人間のもっとも重要な代表者である」。かれらが政治家になる機会は以前より狭められてきた。緊張と繁忙の度を加え急速に余裕がなくなったからである。このことで「精神的な意味でたえず活力を失い、せつかくの指導者資質を伸ばせなかった例を私は知っている」（Ebd., S.193）。また、戦争中、かれらは署名入りで社説を書かせられてきたが、「確実に責任感の高揚を培われる (gezüchtet wird) ものではなかった」（Ebd., S.195）。「しかし」と、ヴェーバーはかれらの主体形成の積極的な可能性にふれる。「ジャーナリストの人生は、あらゆる点からも冒険そのもので、しかもかれはその特殊な条件の下で、おそらく他の境遇ではほとんど経験しないような仕方、内的な確信をテストする (auf die Probe stellen)。ジャーナリストとしての職業生活のなかで何度もなめる苦い体験は、けっして最悪の事態ではない。むしろ成功した暁にこそ、ジャーナリストには特別に困難な内的要求が課せられる」（Ebd., S.195）。毀誉褒貶の現場に曝されながら自己を冷静に保つ課題に 대응することができるかどうか、その機会を通じて、必要な主体形成の可能性が開かれてくると、

ヴェーバーは洞察している。

・法律家とくに弁護士 — a) の契機 —

法律家と政治家職務（仕事）との適合性に関して、ヴェーバーはとくに二点重んじている。

第一。「事件を利害関係者に有利なように処理すること」を仕事とする弁護士は同様に「利害関係者が政治を運営する」という点で、官吏の職能と対比して優れている。「今日の政治の大半は公開の場で、口頭または文書で、要するに言葉を用いて行われるが、この言葉の効果を計算することこそ弁護士本来の仕事の一部をなし」、弁護士の仕事が政治家の「闘争」のそれに対して際立った適合性を示すとかれは指摘する（Ebd., S.189）。

第二に、上記以上に法律家は、政治家として期待できる資質能力を持ちあわせている。「合理的国家への発展という意味における政治経営の革命化の担い手がどこでもこの学識ある法律家であったという事実ほど、その影響の巨大さをはっきり示しているものはない」とかれは評価する。「法学的合理主義の偉大な代表者は」と列記し、「最後にフランス革命時代の弁護士などが挙げられる。この法学的合理主義を抜きにしては、絶対主義国家の成立も革命も考えられない」と意義づける。この合理主義は、キリスト教の自然法論が世俗化したことで生まれた（Ebd., S.186）。それは「法思考」論でいえば超実定法的な「法創造」の働きを示す。こうした資質能力を同時代の法律家たちが身につけているとかれが確認しているわけではない。しかし、歴史的事例を跡づけて、現実のなかにもその実現可能性をかれは見出している。

・政党職員 — b) の契機 —

選挙権の拡大とともに、「大衆獲得のために、一見民主的な諸団体を母体にした巨大な装置を発足させ、各地区に選挙団体を設け、組織を絶えず動かして、一切を官僚制化することが必要になった」。こうした政党経営装置の全体（マシーン）を操縦する政党職員が「現職議員に挑戦し、自分の意思を大幅に押しつける」ようになる。マシンの力を借りて大衆の支持を得る。この種の「指導者の選抜」は、「決然たる意志の資質」と「デマゴグ的な雄弁力」によって行われてきた、とかれは指摘する。こうした「指導者」と区別して、かれはイギリスの場合に言及する。「最近数十年の傑出



した閣僚はすべてこのきわめてリアルで効果的な実地訓練 (Arbeitsschulung) を経てきた人たちである。政治家はそこで報告をおこない、審議事項についての公開の批判などの実践をする。このような実地訓練が実際の指導者選抜を意味し、たんなるデマゴグを排除してきた」(Ebd., S.212)。こうした対比により、この種の「指導者」が「実地訓練」を欠いていた形で選ばれている実際例を、ヴェーバーは批判的に浮き彫りにしている。

## (2) 目標理念とする政治指導主体像

以上の三つは例示にとどまる。それ以外にも、種々の可能性をヴェーバーは歴史社会学的態度で検証することができるだろう。重要なことは、指導的政治家といえる人間の実現可能性を歴史的現実のなかに跡づけられること、しかも複数の可能性の束としてあることをヴェーバーは確認している点である。「可能なこと」(Ebd., S.252) に対するかれの着眼点には、それらが含まれている。こうした歴史上の経験の確認をふまえて、「天職」をもった政治家という、実現すべき目標像を可能性の領域を越えて明らかにしている。政治の「指導的精神」というより、それを担う「政治的“人格”」である。19年論文の基になる講演メモでは、政治家に必要な「情熱」などの3資質にふれる直前箇所、「誰が政治への天職をもつか」という問いを記し、それに並べて「(アイスナー)」とミュンヘン「革命」の指導者名を付記していた<sup>16)</sup>。その問いはアイスナーによって発せられたものか、ヴェーバーによるものか、メモ上では判然とはしない。いずれにせよ、19年論文の論理展開では「誰が」という人格主体の問いは中心的重みをもっている。しかしその場合、実在する特定人格に限定づけて論評されてはいない。アイスナーにも論文中でこの件で言及してはいない。ヴェーバーが主要な関心をむけるのは、「政治への天職」意識をもった、理念としての人格である。その人格がどのような「指導者諸資質」(Führerqualitäten) を有するか、諸要素とその関連を論じている。「諸資質」をかれの整理に即しつつも、さきにふれた原理的認識に留意して人間類型を再構成しよう。

1) 政治権力を行使するかぎり、一定の領域の内部で、正当化された物理的暴力手段を行使するものであるという現実立脚した認識をもつこと。

2) 「倫理的領域」に関する資質・能力。

i) 当の対象(「仕事」「事柄」)に内在して没我的に献身する(Sachlichkeit)という「情熱」：たんに情熱ではない。まして、「革命」の誇らしげな名目で飾り立てられた「不毛な興奮」ではない、とかれは断る。それとは対極の、対象に即すこの姿勢の根底に、超越性をもった価値の「理念」(Idee)がどう信奉されているかが——「信条倫理」として——問われている(Ebd., S.230)。「権力を行使するところの『事柄』がどういものであるべきかは信仰の問題」とかれは指摘していた。そうした「理念」は日常生活の外的目標、職業生活の目標から国家運営の目標まで幅があるが、ここでかれが重視するのは、自国に係わる。自己が所与として帰属する国家の現実に立脚しつつも、それを超越する理想にむけ、「共和制」等の国内の政治的秩序をどう知性的に構想するか、という課題に応えることを可能にする、そうした変革的機能をもった「理念」である。「法思考」論で示した、「革命的」と性格づけられる、二元的峻別をもった自然法的な「法創造」は、実体法上の諸規範を越えて、この「理念」を生み出す自由をもった形式的性質の思考である<sup>17)</sup>。政治家の資質の一つとしてヴェーバーが「情熱」というとき、この思考法が訓練されていることが根底的に重要であった。

ii) 「目測力」(Augenmaß)：当面する現実対象から距離をおいて相対化し、種々の可能性や問題性を見出すことを可能にする。この能力についてかれはとくに二つの方法態度を重んじている。一つは、当の対象について、時空を異にした場(古代、中世、近代、アメリカ、アジア、など)との関連で相対化する方法で、現状を対象化できる歴史社会学的基礎の知的判断力がここにいう「目測力」である<sup>18)</sup>。もう一つは、内面の自然的傾向性を自覚し対象化し、統御すること。政治家の場合とりわけ「虚栄心」の発現を統御することをかれは課題とする。上記i)の仕事への「情熱」とともに、内面の自然性に対する「冷静な」自己支配の努力(「魂の抑制」)もまた、「目測力」の領域として重んじている。こうした二つの方法について、ヴェーバーはその習得可能性を重んじ、「距離への習熟」(Gewöhnung an Distanz)という。持続的に時間をかけた形式陶冶に属する努力が期待されている。

iii) 一種の責任感：信条倫理と相補関係になる

結果責任についての倫理感を指す。上記の「対象に即す」という態度は、「責任性」と結びつく。目的に対する手段に係わって、追従する部下の「信頼」をどう確保し、指導性や結社組織を維持するか、「暴力行使」はどうか正当化できるかを考えること、あるいは目的と手段との「緊張関係」について考量することは、この責任倫理に通ずる。

3) 「倫理と政治との関係」認識、および「非合理性の経験」の“試練”に耐える能力。

善から善のみが、悪から悪のみが生まれるということ——その主張者としてヴェーバーはフェルスター (Friedrich Wilhelm Voerster, 1869-1966) の名をあげる<sup>19)</sup>——は、人間の行為ではけっして真実ではなく、しばしばその逆が真実であることを「倫理的パラドックス」とヴェーバーはいい、その認識は政治に携わろうとする者の初歩であると、かれはさらに主張する (Ebd., S.242)。「国際平和」「革命」「福音」等の名において理念を純粹に追求する信条倫理的行為が、暴力行使を通じて、結果的に悲惨な結果を導く場合がある (Ebd., S.248)。この自覚とともに、結果責任を忘れてはならないとかれはいう。古来より、「この世の非合理性の経験」に係わる宗教的な説明解決の論議 (「神義論」) はあった。政治の領域でも、この非合理性の経験の可能性に対する覚悟をヴェーバーは政治家に求めた。「生の現実に対する、修練された、透徹した眼差しをもつこと、生の現実には堪え、これに内的に打ち勝つこと、これはなんとしても欠かせない条件である」 (Ebd., S.249)。こうした「内的緊張」 (Ebd., S.247) の覚悟も、形成されるべき「資質」とかれは理解する。

以上の1) 2) 3) にふれた後にかれいう。「信条倫理と責任倫理とは絶対的対立ではなく、むしろ両々相俟って『政治への天職』をもちうる真の人間をつくり出す (ausmachen)」 (Ebd., S.250)。二つの倫理の相補性以上に、「いかなる人間も」その主体として能動的になりうる教育の課題として提出している点に留意しよう。主体の主な社会的基盤は想定されるとはいえ、万人が「選抜」を通じて政治的指導者となりうる機会を認める「民主的」教育の観点として把握できる。

だが、その場合に教育可能性はまことに厳しい。信条倫理的に「革命という陶醉」に浸っている人びとを念頭に置きつつ、論文最後の段でヴェーバーは、現状は「凍てついた暗く厳しい極北の夜」

であるといった。その意味をこれまでの文脈から理解しよう。「不可能事を目指して粘り強く」という政治的課題の解決についての冷厳な見通しを示している。この意味とともに、かれが期待している主体が政治指導者であり、その追従者であることを考慮に入れるならば、もう一つの意味が加わる。指導者の資格を証明できる、厳しい「修練」を要する困難な状況を指導者候補者はどこまで積極的に引き受ける覚悟があるか、またその部下は、指導者候補者のなかに指導者諸資質をいかに的確に見出しその人物に傾倒できるか、という厳格な見通しである。「平民」的因習 (1917a, S.387) も「表現主義」 (1921, S.483) など解放的な心性も受け入れがたい。その現状のなかで民主主義の理念的立場から、「後継者問題」として「カリスマ的教育」の課題が提起されていた。

#### 4. ヴェーバー政治教育思想の史的意義

以上、君主制崩壊過程で「指導者不在」という局面を問題視したヴェーバーが、自国の政治を引き受け民主主義国として変革的に構築することを「天職」とする、そうした政治家を意図的に形成するという認識を示していたことが明らかになった。形成する、ということは「生まれながらの政治家」 (1918, S.471) を待望したのではないことを意味する。意図的な形成とはいえ、しかし計画的組織に基づく学校方式ではない。非学校方式で報道、法曹、議会等の種々の過酷な社会的現場で互いに切磋し「修練」を通じて主体形成する、という方式を主としていた。非効率ともいえる。が、政治を「天職」として生きる者にとって、「修練」を通じて「実証」することは、指導者性の本質的契機であった。そうした行為による理念的政治家主体の形成を、ヴェーバーは期待した。この思想が同時に示した史的意義をさいごに考察しよう。

まず着目しなければならないのは、ここにいう理念的政治家の意味である。19年論文では二つの意味がある。第一に、事実確定を旨とした理念型的概念として規定できること、第二に模範の意味の類型であることである。この点でシェラー (Max Scheler, 1874-1928) の「典型と指導者」が参照できる。「教師」と「指導者」を区別するヴェーバーの所見に立脚しつつ、「誰をいかに自分の指導者に選ぶかという人生の大きな問題のため」に書かれた当論文は、ヴェーバーの意義を明確化する

のに役立つ。シェーラーは「典型」(Vorbild)の概念を一個の「価値概念」でもあると捉える。ヴェーバーが提示した政治家像も、事実確定のための概念にとどまらない。模範として依拠すべき「典型」として人間形成的な働きの可能性をも指示している。シェーラーはその「典型」が歴史的人間という経験的契機とアプリアリな契機とをもっている場合に効力のある典型となる、と指摘する。ヴェーバーは価値と現実の二元的把握を堅持しつつも、経験的現実のなかに両契機をもつ複数の可能性の束を「価値関係的」関心から認識していた。いかなる種類の典型か。「指導者は典型でもありうる。とくに宗教指導者、道徳的指導者はいうにおよばず、政治的指導者、教育的指導者もまた、そうである」<sup>19)</sup>とシェーラーは記す。ヴェーバーが提示したのは、典型としての「政治指導者」であった。これについてシェーラーは注記(S.220)で19年論文を参照するとどめ、内容には立ち入っていない。ヴェーバーの思想は、シェーラーの論述と対比すれば、「典型」としての政治指導者像をより原理的に明確化した点にその形式的意義があった。

「政治的指導者」像の内容でヴェーバー思想はどのような意義を示したか。同時代、政治的人間の精神構造を掘り下げ、その教育を論じていた二人の教育学者がいた。民主主義政治教育の歴史の記述ではケルシェンシュタイナーと対比されるフェルスターと、「権力的人間」を理念的類型として究明したシュブランガーである。

シュブランガーはプラトン対話篇『ゴルギアス』で説かれる自己支配の課題を意識している、「われわれのいう意味での権力の根本現象は、要求として意識に迫ってくる最高の価値に服従しうる能力のなかに存在する。それゆえにこの種の自己支配こそ、すべての真の外的権力諸関係の源泉である。…支配者として教育される人間は、まず第一にかれのまさに認めるべき法則に従うように教育されねばならない」<sup>21)</sup>。同様にフェルスターも主張していた。「魂の生き生きとした状態を把握して、さまざまな行為の方法に対応する者のみが、すなわち、根本的に結果政治家の議論に対抗し、道徳的原則のリアリズムを中核として把握する者だけが、対話篇『ゴルギアス』のソクラテス-プラトンのように試みてきた。心理学的な認識を前進させるためには、善からは悪が、悪からは善がけっして生ま

れることはない、という根本的真理をまずもって明確にしなければならない」<sup>22)</sup>。信条倫理を一方的に強調する危うさを指摘するためにヴェーバーが引用していた箇所(「善からは善のみが生まれ、悪からは悪のみが生まれるという単純な命題」)は、フェルスターの論に即せば、自己支配の必要<sup>23)</sup>を説く文脈でもあった。三名はともに、政治権力を行使する者の人間性のなかの自然的部分を認識し、その自己を対象化しつつ、他方では、その部分には属しない、当為的な価値理念によって自己自身を支配するという自己教育の必要を認識していた。

こうした自己支配の方法に係わって、シュブランガーは政治権力者の「真理」認識について、次のように指摘していた。「つねに闘争のなかにある者にとっては、かれが意志するもの、かれが信ずるものが自明の『真理』となるものであり、その結果、客観的な正しく考慮された見地に対する感覚が失われてしまう」<sup>24)</sup>。権力と真理の一体化、とくに前者に後者が従属する形の一体化の問題を、かれは洞察していた。ヴェーバーが規定する政治家は、「権力の配分関係に影響を及ぼそうと努力する」人格主体であったが、「指導的政治家」の発展」とかれがいう場合、政治支配者と区別される「助言者」が、「指導的政治家」の重要な一系譜として登場したという認識を示している。歴史の経験から確認された政治家像も、その主体が国家元首である必然性は導かれない。元首に対して「助言者」(Berater)の位置にあることも想定される(1919, S.177-178)。また、政権担当者立場にあることは必然的に導かれるのではない。むしろ政治指導者が党派性(Parteinahme)を有し多面的に複数存在することこそ必然(Ebd., S.191)である。シュブランガーが示した問題を、ヴェーバーは歴史認識をふまえて事実上回避できる政治家像を提示していた。そのことは、「権力政治」の現実に立脚しながらも、その現実に一元的に解消されずに価値領域を自由に認識して、諸集団の対立緊張のなかで新しい政治社会秩序を変革的に構想する、そのような創造的指導性を発揮する政治家像提出に貢献する。

こうした働きの視点とともに、第二の自己対象化の視点として、政治家の内面に対してではなく、外的な行動結果に対する責任の自覚を求めていることは、ヴェーバーの固有な位置を際立たせる。フェルスターも「結果政治家」という。それは一

見るとヴェーバーの責任倫理の主張を想起させる。が、前者の場合には「目的は手段を浄化する」という現実主義政治家の主張と結びついて、暴力手段を正当化することに対する批判的見解に根ざしている。ヴェーバーは、むしろ暴力行使の可能性を想定しつつ、目的-手段-帰結の合理的な行為系列を重視する「目的論」(1903/6, S.132)の観点から、当該行為の結果に対する責任の自覚を主張した。そして現実感覚が乏しく信条倫理のみを素朴に主張する態度を、厳しく警戒した。その種の責任の自覚もまた自己対象化として不可欠であった。

こうした政治的人間は外的環境との関係においていかに形成されるのか。シュプランガーやフェルスター——ともに「心理学」的考察に力点がおかれている——と較べてヴェーバーの取組がもっとも際立っているのは、カリスマを考察した部分である。現場での過酷な「修練」を通じての主体形成の種々の可能性が歴史的経験のなかに発掘され記述されていた。その「修練」には、カリスマ的教育の見地からは、「実証」するという実践が要請される。依拠する理念(使命)を自己の行状等の証跡をもって「実証」し、追隨者たちにも「実証」する。その場合、かれらからの不同意もありうる。こうした指導者変更もありうる相関性が政治指導者とその追隨者(部下)の間の指導と傾倒の絆を成り立たせる。伝統的権威に依拠するのではなく、常置教育機関による法制度的な形式的な認証でもない。そうした自己対象化の実践であった<sup>25)</sup>。

ヴェーバーが期待する、以上のような主体形成は、自己対象化の徹底という点で際立っている。この自覚をもった「実証」を通じての政治指導者主体の“形成”が期待されていた。その実現可能性は、歴史的現実のなかに見出される。その複数の可能性の束を明るみにして自国の民主主義を実現する政治指導者を教育するというかれの立場は、「指導者問題」を提起した転換期の精神状況に真正面から思想次元で——理知的契機を堅持して——応答していた。だが、ワイマール国家が民主主義を理念とするも「公民科」を軸に国民子弟対象に所与の国家への一体化を求める政治教育体制を確立していく一方、民主主義の理念を志向した政治的指導者をいかに形成するか、という問いが教育の課題と方法として引き継がれなかったとすれ

ば、民主主義政治教育思想の発達史で、ヴェーバー政治教育思想は歴史の表面には出現せずに胚胎するのみの、未発の思想的可能性の一つにとどまる<sup>26)</sup>。

この消息を確認のうえ、今後の研究課題が注意されるが<sup>27)</sup>、現代状況との関連で一言しておこう。民主主義社会では万人の政治参加を理念とする。ヴェーバーの期待も然り。国民が官僚支配に受動的に依存せず、政治過程に「能動的に」参画することを求めた。しかしかれの場合、万人の参加は政治指導者を不要とするものではなかった。政治指導者とその追隨者という相関性をもった政治家の存在が要請されていた。しかも、この両者を所与としてではなく、主体形成の課題(政治指導者形成と追隨者形成)としてかれは積極的に求めた。現代社会が——民主的市民性教育の高まりとともに——大衆人気に基づく“多数者の専制”に陥らない民主主義を求めるならば、この主体形成の問いを現代のわれわれは「貴族主義的」な民主主義を志向するヴェーバーとともに重視すべきであろう。また現代社会は、種々の社会集団(国家、政党、会社、学校など)が精緻な階層組織をもって官僚制化するにとどまらず、高度にシステム化し、微細に日常活動の諸局面でも、その非人格化傾向は免れがたい。この状況が不可避であるならば、二つの主体——政治指導者のみならず、その指導者に場合によっては不同意を示す追隨者——への教育の問いが精神的諸機能として回収されず、指導者諸資質を要素とする「政治的人格」を確立するものとして課題設定されうることを、現代のわれわれはヴェーバー以上に重んじたい。思想次元で取り組んでいた、“誰が”(Wer)というかれの問いと応答は、現代でもなお想起されるべき教育の課題提起力を帯びている。

#### 注

- <sup>1)</sup> M. Weber (1903/6), Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie, in: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre (WL), 6. Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1985 (『ロッシャーとクニース』松井秀親訳、未来社、1988)  
 —— (1910), Rede auf dem ersten Deutschen Soziologistentage in Frankfurt, in: Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und

Sozialpolitik, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1924 (中村貞治訳「ドイツ社会学会の立場と課題」『ウェーバー社会科学論集』河出書房新社、1982).

— (1917a), Wahlrecht und Demokratie in Deutschland, in: MAX WEBER GESAMT AUSGABE, Abteilung I, Bd.15 (MWG I/15) Tübingen: J. C. B. Mohr, 1984 (山田高生訳「ドイツにおける選挙法と民主主義」『政治論集1』みすず書房、1982).

— (1917b), Der Sinn der “Wertfreiheit” der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften, in: WL (『社会学および経済学の「価値自由」の意味』松代和郎訳、創文社、1976).

— (1918), Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland, in: MWG I/15 (中村貞治・山田高生訳「新秩序ドイツの議会と政府」初出1917.4-6新聞掲載〔のち改訂増補1918.5『新秩序ドイツの議会と政府』公刊』『政治論集2』みすず書房、1982).

— (1919), Politik als Beruf, in: MWG I/17, Tübingen J. C. B. Mohr, 1992 (脇圭平訳「職業としての政治」『政治論集2』).

— (1920), Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, in: Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I, 5.Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1963 (RS I) (中村貞治訳「プロテスタントの教派と資本主義の精神」『ウェーバー 宗教・社会論集』河出書房新社、1988).

— (1921), Politische Briefe, in: Gesammelte Politische Schriften, München: Drei Masken (『政治論集2』みすず書房、1982).

—, Herrschaft, in: MWG I/22-4, Tübingen: J. C. B. Mohr, 2005 (『支配の諸類型』世良晃志郎訳、創文社、1970、『支配の社会学I』世良訳、1960、『支配の社会学II』世良訳、1962).

—, Wirtschaft und Gesellschaft, 2.Halband, 4.Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1956 (WuG) (『法社会学』世良晃志郎訳、創文社、1974).

- 2) 『丸山眞男講義録』第3冊、東大出版会、1998、p.111。「リーダーがいわば自然に養成されていく」と、人材育成における自然性と作為性の契機が留意されている。佐々木毅『政治の精神』

岩波書店、2009、p.203、も参照。この件に、ヴェーバーはどう思想的に問い応答したかを本稿は明らかにする。

- 3) Dietrich Hoffmann, Politische Bildung 1890-1933. Ein Beitrag zur Geschichte der pädagogischen Theorie, Hermann Schroedel: Hannover, 1970. ホフマンは、国家と社会が民主化する諸過程でどう政治教育の理論、実践、制度が展開するかという関心に基づき、ヴェーバーも対象として詳述している。「政治的責任」を引き受ける公民の政治教育や、官僚制化する支配傾向に抗する諸個人、小集団の自律的意志を培う政治教育などをかれが提案していたことを論じる。政治教育の教授学を構想する意図はなかったと指摘したうえで、社会教育分野での功績を明らかにしている。同時代には受け入れられなかったが、「民主化の困難」を明確に定式化した提案として総括する点で (S.103)、本研究はなおも貴重である。だが、その「困難」を際立たせる政治指導者の問題は視野の外で、1919年の当該論文にはふれられず、政治指導者形成の思想は考察されていなかった。
- 4) Joachim Detjen, Politische Bildung. Geschichte und Gegenwart in Deutschland, München: Oldenbourg, 2007, S.71-86。「公民科」は成熟した民主主義者をめざすのではなく、従属的な「臣民」をめざしていたこと、民主主義政治教育に合致した、学校外諸施設は脆弱だったことなど。成熟した民主主義の理念からすれば「挫折」ともいえる事態は、独裁者のリーダーシップに帰結した。藤沢法暎『現代ドイツ政治教育史』新評論、1978、第3章、S.ノイマン『大衆国家と独裁』みすず書房、1960、第2章、第3章、も参照。
- 5) 近藤孝弘『ドイツの政治教育——成熟した民主社会への成熟——』岩波書店、2005、p.8。
- 6) J. Bryce, Modern Democracies, Vol. II, London: Macmillan & Co., p.605 (ブライス『近代民主政治』松山武訳、第4巻、岩波文庫、p.243以下)。
- 7) E. Spranger, Probleme der politischen Volkserziehung, 1928, in: Gesammelte Schriften VIII, Tübingen: Max Niemeyer, 1970, S.189-190。

- 8) L. A. Scaff, Max Weber's Politics and Political Education, in: The American Political Science Review, Vol.67, 1973、参照。当論文は事実史的にヴェーバーの政治教育課題追求を辿っている。議会での「選抜」について、政治的リーダーシップ訓練としてヴェーバーが評価していると指摘する研究は多い。D. ビーサム『マックス・ヴェーバーと近代政治理論』住谷一彦・小林純訳、未来社、1988、など。
- 9) 安藤英治が『マックス・ウェーバー研究』未来社、1965、p.151 以下、などで指摘した「客観性の意味」は教育思想の視角から再認識したい。政治家たる者の「自己の対象化」に関するヴェーバーの所見は、佐々木、前掲書、でも論及される。
- 10) 本講演をかれが受諾する際 (Editorischer Bericht, in: MWB I/17, S.121.) に、政治教育の重要性に関する志向が示されていたことは研究史ではよく知られている。今野元『マックス・ヴェーバー』東大出版会、2007、pp. 310-311、など。
- 11) G. Kerschensteiner, Staatsbürgerliche Erziehung der deutschen Jugend, 5.Aufl., Erfurt: Karl Villaret, 1911.
- 12) 山崎高哉『ケルシェンシュタイナー教育学の特質と意義』玉川大学出版部、1993、p.383。
- 13) 議会は行政監督とともに、政治家にとって「自己の力量を実証」しなければならない「訓練」機会となることをヴェーバーは強調していた。それこそ、「議会という集会をたんなるデマゴグではなく、実質的に活動する政治家を選抜する場 (Auslesestätte) に変えることができる」(1918, S.491)。「自己の力量を実証」する実践が、「真に政治的な指導者の資質を育て上げる (*politische* Führerqualitäten wachsen)」(Ebd., S.486) とかれは主張した。
- この種の「選抜」と同時に、人民投票的なそれをもかれは同時に認める。その理由は、消極的には「議会主義的な指導者層が欠如」(Ebd., S.497) しているからであり、積極的には、「訓練」する機会が際立ち (Ebd., S.537)、また大衆の能動的な参加意識を促すからである (Ebd., S.538-539)。この参加の契機によって、指導者に帰依・服従する追従者を育成させるとかれは捉える。
- 14) Dirk Käsler, Revolution und Veralltäglichsung, München: Nymphenburger, 1977, S. 160.
- 15) ヴェーバーは「闘争をあらゆる文化生活一般の基本原則とみなした」とモムゼンは指摘する。W. J. Mommsen, Max Weber und die Deutsche Politik 1890-1920, 2., Aufl., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1974, S.51 (『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890-1920 I』安世舟、五十嵐一郎、田中浩訳、未来社、p.103)。人間形成における「選抜」の契機を重視するヴェーバーの認識には、この「闘争」の原理が働いている。ビーサム、前掲 p.52、野口雅弘『闘争と文化』みすず書房、2006、p.174、参照。
- 16) Stichwortmanuskript zu "Politik als Beruf", in: MWB I/17, S.147.
- 17) 「革命的」自然法を重視するヴェーバーの認識とその政治論上の展開については、牧野雅彦『ウェーバーの政治理論』日本評論社、1993、第5章第2節参照。
- 18) 人民選出に係わって古代ギリシアのデマゴグにかれは着目する。「歓呼賛同」を通じ人びとが自国の政治の形成に「能動的に参画」(1918, S.593) する、という可能性が期待できるからである。
- 19) Fr. W. Foerster, Politische Ethik und politische Pädagogik, München: Ernst Reinhardt, 1918, S.202 の所見を指す。本書は「公民教育」の書名を改題したもの。MWG I/17, S. 241 の注 130 参照。
- 20) M. Scheler, Vorbilder und Führer, in: SCHRIFTEN AUS DEM NACHLASS, Bd. I, Berlin: Der neue Geist Verlag, 1933, S.158 (『マックス・シェラー著作集』第15巻、白水社、p.157)。
- 21) E. Spranger, LEBENSFORMEN, 3.Aufl., Halle: Max Niemeyer, 1922, S.203.
- 22) Fr. W. Foerster, ebd., S.202. たんなる自我の克服を求める点では、シュプランガー自身もフェルスターとの一致を見出している。E. Spranger, Staat und Sittengesetz, 1919, in: Gesammelte Schriften VIII, Tübingen: Max Niemeyer, 1970, S.165.
- 23) かれが「自己支配」の必要を説く場合、教育上の規律の観点から内面の種々の自由放恣(激情

など)に対する意識的な闘争を動機としていた。フェルスターも「自己自身に対する距離」の必要を説き、一種の現実感覚を示していた。Fr. W. Foerster, *Schule und Charakter*, 7.u.8. verm. Aufl., Zürich: Schulthess, 1909, S.52.

<sup>24)</sup> E. Spranger, ebd., S.194.

<sup>25)</sup> Marianne Weber, *Max Weber*, 3.Aul., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1984.「ヴェーバーは実践的な政治家としても腕を揮うところを見出し得たか否か?」という問い(S.652)に係わるかれの思想と行動が具体的に示す。「革命後の時代の政治家」の章、参照。

<sup>26)</sup> 「政治教育」の組織的取組として1920年創設された「ドイツ高等政治学院」(Deutsche Hochschule für Politik)では、政治指導者教育がいかに課題として認識されていたか、先行研究の所見(ピーター・ゲイ『ワイマール文化』亀嶋庸一訳、みすず書房、1970、pp.45-48、Rainer Eisfeld, *Ausgebürgert und doch angebräunt: Deutsche Politikwissenschaft 1920-1945*, 1991, Baden-Baden: Nomos, S.60-62、など)を踏まえ具体的に内容を検討する必要がある。

同時代のドイツは、研究上の「方法論に議論を限定することによって事実上ヴェーバーを抹殺してしまった」(ゲイ、同上、p.45)としても、事実上の具体的内容の諸点で継承関係はなかったか、なお検討の余地を残している。しかしこの「学院」の事例を含め継承の跡が同時代に見出せないなら、かれの政治指導者教育の思想は一つの未発の思想的可能性にとどまったことになる。その場合、「政治教育」といえば国民全体を対象とした「公民教育」を指し、さらに「公民科」教育が当時から想定されてきたという認識枠組みの確立が、かれの政治教育思想を未発の可能性にとどめた理由の一つであろう。

<sup>27)</sup> ヴェーバー政治教育思想を構成する「修練」、「選抜」、政治的指導者といった諸観念は、1917-19年に公表された古代ユダヤ教論に、「共同体」認識と関係しながら展開して、範例化していたと予想する。ヴェーバー自身が示す「目測力」の具現化ともいえるその論述に、教育の史的起源に関するかれの洞察を見極めた。

**Max Weber's Thought on Political Education in 'Politics as a Vocation' and  
its Historical Significance:  
The Development of a Political Leader's Qualities by the Practice of 'Self-proof'**

KAWAHARA, Kunio (*University of Miyazaki*)

In this paper I mainly deal with a well known post-war essay of Max Weber (1864-1920) 'Politics as a Vocation' (1919). A large number of research studies on this essay have been carried out from the viewpoint of Weber's political thought. However, examining the historical studies of political education reveals that no speculation has taken place concerning his thought on 'political education' in the text. Hence this paper aims to clarify his educational thought regarding the political leader revealed in the text, and to consider its historical significance, compared to contemporary philosophers of education (E. Spranger, Fr. W. Voerster). For these aims I especially focus attention on the idea of 'self-proof' (*Bewährung*).

The approaches employed are intended to clarify the historical and sociological backgrounds, before examining Weber's essay (1919), and in this case to analyze the principal modes of thinking on education. The texts for these approaches are follows:

1. G. Kerschensteiner's 'Education for Citizenship' (1911).
2. Weber's political writing in the course of the termination of monarchic government during World War I: 'Parliament and Government in Germany under a New Political Order' (1918)
3. Weber's sociological writings, namely the three theories of charismatic education, associative relationship, and formal, rationalistic 'natural law'.

The essay (1919), based on these approaches, reveals Weber's educational thought regarding an idealistic political leader, who lives 'for' politics and gives direction to the calling. In Weber's view, he required some 'personal qualifications'. These are the follow-

ing 'inner' qualities:

- 1) A feeling of power, backed up by the use of violence, without illusion.
- 2) Ethical aspects:
  - a) Passion in the sense of concern for the thing itself, oriented toward an 'idea'.
  - b) An ethical sense of responsibility, complementary to ethics of conviction.
  - c) Intellectual judgment which is receptive to realities.
- 3) Readiness (unresolved tension) to be conscious of the paradoxical relationship between ethics and politics.

In Weber's understanding, the core of these qualities is educable. The sought-for political leader cannot be a born politician. In particular, his abilities could be learned by means of continuous 'struggle' with others, and of severe 'exercises' inherent in the meaning of 'charismatic education'. At the same time the trained leadership qualities should be 'proved' objectively among his followers. Such a leader's activities are characterized as both an educational practice and the radical opposite of specialized professional training. The 'natural' leader thus stands in contrast to the 'appointed' leader of the bureaucratic order.

According to Weber, the educational tasks are very difficult. Nevertheless, there certainly exist qualified persons who have the capability to grow up to be leaders. They can be broadly selected from social resources. Throughout their selection they are to be trained in the qualities of a political leader.

Weber's thought on the development of a political leader's qualities by 'self-proof' contrasted with some thoughts of education regarding the political leader by inner self-governance. His thought as an idealistic possi-



bility was presented to a society in decline. However it remained unrecognized by them, differing from the Weimar republic's education policies for 'citizens of the state' in schools.

---

**Key words:** political education / leader-selection / leader's qualities / charismatic education / exercise / self-proof